

第3回 当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年3月30日（月）15時00分～

場 所：当別町役場 町長応接室

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 経過報告

(2) 今後の対応

4 その他

5 閉会

【配布資料】

資料1：新型コロナウイルス感染症について

資料2：新たなステージへ（3月18日 北海道）

資料3：新型コロナウイルス感染症への対応方針（案）について

資料4：多くの人に参加する場での感染症対策のあり方の例

（「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日））

新型コロナウイルス感染症について

当別町福祉部保健福祉課 (R2.3.30)

1 発生の状況

(1) 国内の発生状況(厚生労働省発表)

3月29日12時まで確認されている患者は1352名。

	PCR 検査 陽性者	うち 無症状者	うち 有症状者	うち退院 した者		症状の 有無 確認中
				うち 死亡者		
国内事例	1647	162	1352	408	52	133

(2) 道内の発生状況 (R2.3.29現在)

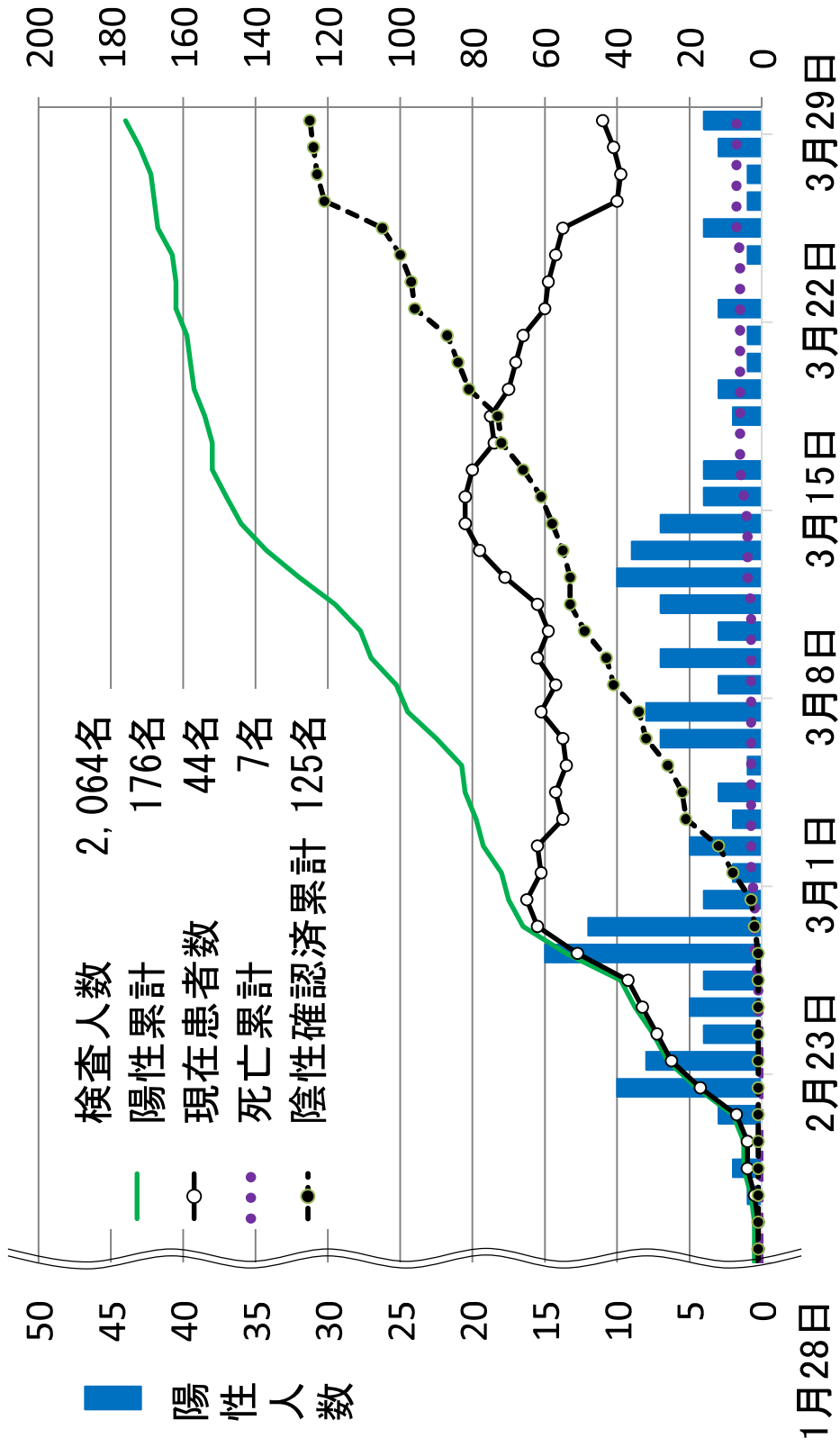
176名 (死亡7名)

	PCR 検査 陽性者	現在 患者数			死亡者	陰性 確認済
		軽症 中等症	重症			
道内事例	176	44	35	9	7	125

石狩振興局管内	91名	➔	札幌市	80名
渡島総合振興局管内	7名		江別市	2名
檜山振興局管内	3名		千歳市	2名
後志総合振興局管内	5名		北広島市	2名
空知総合振興局管内	7名		その他	5名
上川総合振興局管内	20名			
留萌振興局管内	0名			
宗谷総合振興局管内	0名			
オホーツク総合振興局管内	22名			
胆振総合振興局管内	6名			
日高振興局管内	2名			
十勝総合振興局管内	1名			
釧路総合振興局管内	8名			
根室振興局管内	1名			

・その他 中国籍 1名、道外居住 2名。

北海道における新型コロナウイルスに関連した患者等の発生状況(R2.3.29現在)



※「陰性確認済累計」とは、陽性の患者が軽快してから48時間後の1回目のPCR検査で陰性が確認され、それから12時間後の2回目の検査でも陰性と確認され、退院された方などの累計となります。

2 国の対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化(全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化)。
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化(地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査)。
- (3) 国民への情報提供(宿泊施設への周知、国民向け Q & A)
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症(感染症法第6条)及び検疫感染症(検疫法第2条第3項)に指定。
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務(クルーズ船)に関連する検査への協力依頼。
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加。
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加。
- (9) 2月15日、都道府県に対し、「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象をとりまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- (13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。
- (15) 2月24日、専門家会議見解(「ここ1～2週間が瀬戸際」)
- (16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定。
- (17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣(3名)。
- (18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣(2名)。
- (19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業することを要請。
- (20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣(2名)するとともに、その後任として、北海道に追加派遣(1名)。
- (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費 2,700 億円を活用した緊急対応策第2弾の取りまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカー対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (23) 3月2日、専門家会議見解(「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」)

- (24)3月3日、保健師を北海道に派遣(2名)。
- (25)3月3日、厚生労働省が国民生活安定緊急措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売り渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。(3月5日より配布)
- (26)3月5日、政府水際対策を強化(航空便の到着空港を成田、関空に制限、中国・韓国からの入国者の2週間の留め置き)を表明。(3月9日より適用)
- (27)3月9日、専門家会議見解(「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」)
- (28)3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。(3月12日より配布)
- (29)3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定。
- (30)3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—発表。
- (31)3月11日、WHO がパンデミック(世界的な大流行)を宣言。
- (32)3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立(3月14日施行)。
- (33)3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。(3月19日より配布)
- (34)3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化(イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否(3月19日から適用)。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明(3月21日より適用)。
- (35)3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化(アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を発表(3月26日より適用)。
- (36)3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
- (37)3月26日、対策本部で、水際対策を強化(イタリアやスペイン、ドイツなどヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を発表(3月27日より適用))。
- (38)3月28日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。
- (39)関係会議の開催
 - 1月30日～ 3月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 計24回開催
 - 2月16日～ 3月26日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 計9回開催
 - 1月30日・2月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会 計2回開催

3 道の対応(保健福祉部)

- (1)道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底
- (2)新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備(1月30日から検査可能)

(3) 道民等への情報提供、注意喚起

(ア) ホームページ等により道民への情報提供

Q&A、休日夜間の電話対応開始

道民向けのリーフレット(相談・受診の目安)を作成

(イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊戯施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼

1月22日 宿泊施設、関係団体等(宿泊者への対応等)、外国人相談センター

1月23日 観光関係団体等

1月30日 宿泊施設、観光関係団体等(衛生管理等)

1月30日 交通事業者への衛生管理徹底

2月10日 宿泊施設等関係団体、観光関係団体(帰国者・接触者相談センターの周知等)

(ウ) 保健所等による相談対応

1月30日 休日・夜間の電話対応の開始

(4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出

(5) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備

(6) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。(5班体制:総務班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。

(7) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。

(8) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末(2月29日、3月1日)の外出を控えることを呼びかけ。

(9) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。

(10) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ発出。

(11) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。

(12) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳(死亡、退院、治療中)のホームページでの公表開始。

(13) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。

(14) 3月4日、知事から週末(3月8日、9日)の外出時の注意事項について呼びかけ。

(15) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設(1日80人→140人)。※道全体で180人(道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10)

(16) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人(道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10)

(17) 3月12日、知事から週末(3月14日、15日)の外出時の注意事項について呼び

かけ。

(18) 3月18日、知事から緊急事態宣言(2月28日～3月19日)の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。

(19) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。

(20) 関係会議の開催状況

1月23日 庁議

1月24日・31日 緊急保健所長会議

1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会

1月28日～3月24日 感染症危機管理対策本部会議、計12回開催

3月27日 第1回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

4 町内の対応

(1) 国や道等が発信する発生動向や疫学情報を収集

(2) 町民や関係機関への情報提供、注意喚起

○ホームページにより町民へ情報提供

○町民へちらし(相談・受診の目安)を全戸配布(2月22日)

(3) 2月25日

○当別町新型コロナウイルス感染症対策本部設置

・町主催イベントの3週間程度の中止、町内イベント自粛要請

○社会教育施設閉鎖(2月26日～3月2日まで)

・総合体育館 ・白樺コミセン ・西コミセン ・学習交流センター ・世紀会館

○道の駅へ感染症対策の徹底を通知

○窓口職員に対しマスク配布

○ハイター噴霧器等備品購入

(4) 2月26日

○教育施設等休校等(2月27日～3月4日)

・町内小中学校の臨時休校 ・認定こども園の臨時休園(保育は登園自粛要請)

・子ども発達支援センター閉鎖 ・子どもプレイハウス閉鎖 ・あそびの広場閉鎖

○当別高校(2月28日・29日)午前授業、3月2日～8日休校。

3月1日の卒業式は時間短縮で実施。

○ゆとろ入浴施設・談話ホール、研修室閉鎖(2月26日～3月16日)。

○ふれあい倉庫貸館休止(3月1日まで)。物販、高陣は通常営業。

○太美駅 FIKA へ感染対策の徹底指示。

○行政推進員に対し対策本部設置等の通知(FAX)。

(5) 2月27日、HPにて町民に向けて町長からのメッセージ掲載。

(6) 2月28日、道の駅営業時間(閉店時間18時→16時)短縮。(2月29日～3月1日)

(7) 3月2日

○3月20日の北海道医療大学卒業式中止を決定。

○社会教育施設臨時休館の2週間延長(3月16日まで)。

- ふれあい倉庫貸館休止の2週間延長(3月16日まで)。物販、高陣は通常営業。
- 道の駅臨時休館(3月3日～8日まで)。トイレ・駐車場は除く。
 - ・道の駅宇和島フェア延期(3月20日～22日)開催時期未定。
- 町内小中学校臨時休校延長(3月23日まで)
- 認定こども園臨時休園延長(3月18日まで)。保育は登園自粛要請。
- 子どもプレイハウス再開(3月5日～23日まで)、原則小学1年から3年まで。
- 子ども発達支援センター、あそびの広場閉鎖延長(3月31日まで)

(8)3月3日

- 町内小中学校消毒作業(当小、西当小)。(当中3月6日、西当中3月9日予定)
- 3月議会定例会の傍聴中止を決定。

(9)3月4日、北海道医療大学へ感染拡大防止協力について通知(3月2日の専門家会議見解を受けて)

(10)3月9日

- 道の駅営業再開時間短縮(10時～16時)営業(3月19日まで)。
- レクサンド市への高校生ホームステイ留学事業中止(4月20日～26日)。

(11)3月13日

- 社会教育施設臨時休館の1週間延長(3月23日まで)。
- ふれあい倉庫貸館休止の1週間延長(3月23日まで)。物販、高陣は通常営業。
- ゆとろ入浴施設・談話ホール、研修室閉鎖の1週間延長(3月23日まで)。
- 認定こども園は3月20日から春休み。保育は登園自粛要請(3月31日まで)。
- 子どもプレイハウス登園自粛期間延長(3月31日まで)。

(12)3月16日、町内医療機関及び歯科医療機関に対し、手指消毒用アルコールの配布希望の有無について通知(FAX)。希望機関に対し1医療機関に1Lを順次配布。

(13)3月17日

- 社会教育施設臨時休館延長(3月31日まで)。
- ふれあい倉庫貸館休止延長(3月31日まで)。物販、高陣は通常営業。
- ゆとろ入浴施設・談話ホール・研修室閉鎖延長(3月31日まで)。

(14)3月18日

- 町長メッセージ(2回目)をホームページに掲載。
- 行政推進員に町長メッセージ(2回目)をFAX送信。

(15)3月24日

- 4月11日の北海道医療大学入学式中止
- 4月11日、12日ののだ自慢中止

(16)3月24日時点での中止(延期)したイベント 【合計 48件】

- | | |
|-------------------------|-----|
| ・当別町が主催・共催するもの | 24件 |
| ・NPO 法人ふれスポとうべつが主催等するもの | 11件 |
| ・その他が主催するもの | 13件 |

(17)関係会議等

- 1月30日 各課長に「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について」通知

2月 4日 部長会議において状況報告
2月10日 行政推進員会議において報告
2月10日 各課長に「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせについて」通知
2月21日 当別町新型コロナウイルス感染症対策連絡会議開催
2月25日 第1回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
3月17日 第2回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
2月27日～3月30日 当別町新型コロナウイルス感染症対策本部状況報告
計22回

新型コロナウイルス感染症の危機克服に向け 道民・事業者一丸となって戦う新たなステージへ

資料 2

- 本道における新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、道民の皆様にご理解・ご協力を頂いており、感謝申し上げます。
- しかしながら、世界的流行により、早期の終息が見通せない状況にあります。

**新型コロナウイルスの感染の拡大を防止しながら、
社会経済活動を行う、新たなステージへ移行します。**

新たなステージ

感染拡大防止

社会経済活動

国・道・市町村による支援

新型コロナウイルス感染症への4月以降の対応方針について

当別町新型コロナウイルス感染症対策本部
令和2年3月30日

北海道内では、一定程度、新規感染者の増加を抑えられていますが、明確に収束に向かっているとは言い切れず、国内外の状況を踏まえれば、引き続き、感染拡大防止に向けた取組が必要です。

このため、

(1) 町内イベントの中止

(2) 町が管理する施設の臨時休館

以上2点について、引き続き、4月14日(火)まで延長します。

前回不要不急の外出について要請していますが、引き続き外出する際は、次の点に注意して行動していただくようお願いします。

<外出する際の注意点>

- ① 風邪症状（喉の痛み、咳、発熱など）がある場合は外出を控える。
- ② 換気が悪く、不特定多数の人が密に集まるような場所は避ける。
- ③ 感染リスクを下げる方法（屋外での活動、人との接触が少ない活動、一定程度の距離をとること）を理解し、行動する。

また、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策による消費行動の低迷により、飲食店をはじめ、町内事業者の経営に対する支援が必要となることから、

町独自の経済対策として、町内事業者向けに新たな貸付制度を4月1日から開始します。

(貸付制度の問合先) 北海道銀行 当別支店 TEL 23-2132
北洋銀行 当別支店 TEL 23-2615
北海道信用金庫 当別支店 TEL 23-2430
当別町役場経済部商工課商工係 TEL 23-3129

別添 【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

- 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施
 - 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
 - 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
 - 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
 - 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
 - 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
 - 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
 - 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
 - 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）
- 2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避
 - 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
 - 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
 - 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
 - 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等
- 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力
 - 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
 - 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。
- 4) その他
 - 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
 - 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。